別紙 3

令和３年度

組織内手続き申請／承認（ワークフロー）

システム構築事業評価基準書

令和３年１２月

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

目次

1. 評価方式 1
2. 評価概要 1
3. 価格点 1
4. 技術点 2
  4.1　基礎点 2
  4.2　加点 2
5. プレゼンテーション 3
6. その他 3

1.　評価方式

応札事業者には、組織内手続き申請／承認（ワークフロー）システムの効率的、効果的、かつ円滑に安定的なシステム稼働開始を行うために、組織内手続き申請／承認（ワークフロー）システムの設計・構築、テスト及運用・保守を求めるものである。

従って、事業者選定に当たっては、予定価格の制限範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格及び応札事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によって行う。

2.　評価概要

提案内容及び入札価格を基に、技術点及び価格点を算出の上、その合計点数を総合評価点数とし、最も総合評価点数が高い者を落札者とする。なお、小数点以下は切り捨てとする。

最も総合評価点数が高い者が、2者以上あるときは、該当者のくじ引きによって落札者を決定する。

総合評価点数　＝　価格点　＋　技術点

価格点及び技術点の比率は、1：3とし、配点は「表 1　技術点及び価格点の配点」のとおりとする。

表 1　技術点及び価格点の配点

評価区分	配点
価格点	220点
技術点	660 点

3.　価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に価格点に対する得点配分を乗じて得た値とする。

価格点　＝　価格点の得点配分　×　（１－（入札価格／予定価格））

※ただし、入札価格が予定価格の6割を下回っている場合は、予定価格の6割を「入札価格」に置き換えて価格点を算出するものとし、価格点を一律88点とする。

4.　技術点

技術点は、基礎点及び加点を加算した値とする。

技術点　＝　基礎点　＋　加点

基礎点及び加点の配点は「表 2　基礎点及び加点の配点」のとおりとする。

表 2　基礎点及び加点の配点

評価区分	配点
基礎点	100点
加点	560点

4.1　基礎点

基礎点は、「提案依頼書兼評価項目一覧表　5.入札参加資格の審査等」に記載の要求要件を対象とし、全て満たす場合に付与する。なお、1項目でも満たさない場合は、失格とする。

4.2　加点

加点は、「提案依頼書兼評価項目一覧表　1.～4.」を対象とし、評価項目ごとに評価点を付与する。

評価においては、複数の評価者で評価項目ごとに提案内容の審査及び採点を行い、各評価者の評価点の平均を加点とする。

①　評価項目の配点

評価項目は、項目ごとに提案に対する重要度を3段階に分け、それぞれ「表 3　重要度に基づいた配点」に示す配点とする。

表 3　重要度に基づいた配点

重要度	採点基準	配点
大	評価において最も重視する項目	30点
中	評価において重視する項目	20点
小	上記以外の項目	10点

②　評価方法（絶対）

「絶対」としている評価基準に対する評価方法は、評価項目ごとの配点に対し、採点基準に基づき、6段階で評価し、「表 4　絶対評価における採点基準及び得点率」に示す得点率を該当する評価項目の配点に乗算し、算出する。

表 4　絶対評価における採点基準及び得点率

評価	採点基準	得点率
A	要件が具体的に記述され、内容が極めて優れており、要求水準を超えている。	100%
B	要件が具体的に記述され、内容が極めて優れており、要求水準を十分に満たしている。	75%
C	要件が具体的に記述され、内容が優れており、要求水準を満たしている。	50%
D	要件の具体性及び内容が要求水準を満たす程度である	25%
E	該当する要件の記述はあるが、要求水準が満たされていない。	10%
F	該当する記述がないため加点なし	0%

5.　プレゼンテーション

提案書の評価に当たり、統括責任者、又は設計・構築業務責任者によるプレゼンテーションを実施すること。また、プレゼンテーションの日程等に関する連絡を当機構から別途行う。

なお、プレゼンテーションの実施に当たり、プレゼンテーション用サマリ等の補足資料を利用する場合は、事前準備の上、当日提示すること。

6.　その他

提案者の提案内容に疑義がある場合、当機構から応札事業者に対して、電話等による質問のほか、対面説明及び追加資料の提出を求めることがある。

以　上